

## くるめ「まちカメ」ボランティア Q&A

**Q1：くるめ「まちカメ」ボランティアとは何ですか。**

**A：**久留米市が3回目のセーフコミュニティ国際認証を取得したことを契機に、これまでの取組を続けながら、セーフコミュニティをさらに浸透、定着させていくため、市民の皆さんが設置している防犯カメラやドライブレコーダーを活用し、誰もができる、市民参加型のまちの見守り活動です。

安全・安心のまちづくりに関わる人が増えることで、市内での防犯や交通安全に対する意識の高まりや、広くセーフコミュニティの啓発となることを主な目的としております。

**Q2：くるめ「まちカメ」ボランティアは何をするのですか。**

**A：**特別な活動をする必要ありません。ご自宅等や自家用車等、目立つところにステッカーを貼ってください。

まずは、安全運転や戸締りなど、ご自身の安全・安心につながる行動に積極的に取り組んでください。また、市から「交通安全県民運動実施中」「ニセ電話詐欺被害発生中」など、安全・安心に関するお知らせがメールで配信されます。受け取ったら周りの方々へ声かけをして、交通安全や防犯への意識を広めていきましょう。

**Q3：防犯カメラやドライブレコーダーは何に使うのですか。**

**A：**所定の目的で普段どおりにお使いください。ただし、事件や交通事故等が発生したときに、警察から情報提供依頼があることがあります。もし、依頼内容に該当する映像等をお持ちの場合は、提供にご協力ください。

**Q4：どうやったらボランティアになれますか。**

**A：**所定の申請書に必要事項を記入して、久留米市セーフコミュニティ推進委員会事務局（久留米市協働推進部安全安心推進課）へ提出してください。内容を確認の上、くるめ「まちカメ」ボランティア認定通知書とステッカーをお渡しします。電子申請でも受け付けます。

**Q5：誰がボランティアになれますか。**

**A：**登録をお願いしたい方は、

- (1) 久留米市内で自宅や事業所等に防犯カメラを設置している方
- (2) 久留米市在住、又は久留米市に通勤通学し、自家用車等にドライブレコーダーを設置している方 です。

## くるめ「まちカメ」ボランティア Q&A

Q6：防犯カメラやドライブレコーダーを所有していないと、ボランティアに登録できませんか。

A：まずは、防犯カメラやドライブレコーダーを所有している方を対象としています。

Q7：警察からの情報提供依頼はどうやって行いますか。

A：警察から、久留米市に情報提供依頼が送られます。久留米市はその内容を、ボランティアの皆さんに電子メールで一斉に送信します。

Q8：必ず提供する必要がありますか。

A：任意です。一切の義務はありません。

Q9：どうやって提供するのですか。

A：久留米市からの情報提供依頼メールに記載されている、警察の担当課に連絡のうえ、USBやSDカードなどの外部記憶媒体に映像等を納めて、直接警察へお渡しください。久留米市では一切受け付けておりません。警察でデータをコピー後に外部記憶媒体は返却されます。

Q10：警察からの提供依頼に応えたいが、該当する映像等がありません。

A：該当する映像等がない場合は協力いただく必要はありません。

また、情報提供依頼に基づいた調査や追跡など、事案解決に向けて直接的な対応は決して行わないでください。

Q11：警察から情報提供依頼はないが、偶然、事件や事故等を目撃し映像等を記録しました。どうすれば良いですか。

A：任意で警察へ連絡や提供することは妨げません。まずは、ご自身の安全を確保したうえで、目撃者としての一般的なご対応をお願いします。

Q12：カメラを使うので、個人のプライバシーを侵害するのではないですか。

A：防犯カメラは防犯目的で設置されているもので、基本的に敷地内など限られた画角・範囲だけを映しています。ドライブレコーダーは、公道を走行中に、交通運転の未然防止や交通事故発生時の事実関係の確認を目的として搭載されているものであり、何らかの行為や個人、場所（家の中など）を特定して記録するものではありません。

いずれも、特定の個人やその行動、また私有地内などの情報が記録されるものではありません。

また、提出する映像等の中で、どの部分、どの情報が捜査にとって必要なものかは、警察にしかわかりません。さらに、外部記録媒体により直接警察へ提供されるため、ネット等での流出はなく、また、公開されることもありませんので、個人情報を守られます。

## くるめ「まちカメ」ボランティア Q&A

Q13: 仕組みは分かりますが、常に見られているようで、気持ちが良いものではありません。

A: 防犯カメラやドライブレコーダーは、設置者自らの身を守るために使用されているものであり、市民の皆さんの行動を記録する目的のものではありません。警察に映像等が提供されることはありますが、捜査等に必要な情報はその中でも非常に限られます。まずは、ステッカーを貼って取り組んでもらう方ご自身が、安全運転に努めようなど、ちょっとした心がけによる予防への意識を高めてもらい、安全安心のまちづくりのために、できる範囲で取り組んでいただける方々が増えていくことを期待しています。

Q14: 警察へ映像提供したことが知られてしまうことはないですか。

A: 警察へ直接お持ち込みいただきますので、久留米市を含め、その他のいかなる団体等にも提供したことは知らされません。

Q15: 氏名や住所などボランティアの登録情報は警察と共有するのですか。

A: 警察も含めその他のいかなる団体等にも提供いたしません。久留米市でも登録情報は当事業を運営するため以外の目的には使用しません。

Q16: 事業所として登録したいのですが、従業員全員にメールが送られてくるのですか。

A: 代表の1つのアドレスに送ります。事業所内には受け取った方から改めて通知をお願いします。ステッカーは必要な枚数をお渡しします。

Q17: ステッカーは必ず貼らなければいけないのですか。

A: 市民みんなで取り組む活動の周知が目的ですので、貼付をお願いします。しかし、強制ではありません。

Q18: 防犯カメラやドライブレコーダーを新たに設置する場合に補助はありますか。

A: この取組では、既設の防犯カメラやドライブレコーダーをご使用ください。新たに設置する必要はありません。また補助制度もありません。

※別途、校区コミュニティ組織など校区単位で組織される団体、PTA組織を対象として、地域に設置する防犯カメラに対する補助制度はあります。